

## 労働者派遣法に基づく情報公開について

株式会社バックスグループ

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第 5 項の規定により、下記のとおり情報提供します。

### 派遣料金について

マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額の割合を示したもので、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

派遣会社の事業運営に必要な経費には、派遣労働者の賃金の他に以下のようなものがあります。

- 派遣労働者の社会保険料

派遣労働者の社会保険料は、保険料の約半分を雇用主である派遣会社が負担しています。

- 派遣労働者の有給休暇費用

派遣労働者が有休を取得した際の賃金は派遣会社が負担しています。

- その他会社運営費

派遣労働者の募集に必要となる募集広告費、スキルアップ支援のための教育費、福利厚生費などの費用が発生します。その他にも間接部門の社員の人件費、事業運営に必要なシステムの維持費、事業所の家賃など、事業運営のために必要な経費があります。

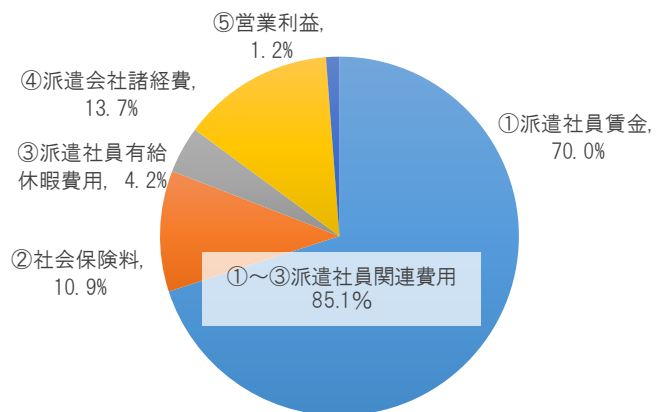
### <派遣料金の内訳>

派遣会社や職種によって多少の違いはありますが、派遣料金の内訳は、概ね右のグラフの構成です。派遣料金の大半を占めるのは、派遣社員の賃金で全体の約 70%を占めます。

加えて、派遣会社が派遣社員の雇用主として負担する各種の社会保険料が 10.9%です(注参照)。派遣社員には有給休暇が発生しますが、取得の際には派遣会社が賃金を支払います。そのための費用が 4.2%となっており、派遣社員に関連する費用は 85.1%を占めています。

その他、派遣社員の教育研修費用、相談センター等の運営費や派遣社員をサポートする派遣会社の営業担当者やコーディネーターなどの人件費、オフィス・登録センター賃借料、募集費用等をはじめとする諸経費が 13.7%。これらすべてを差し引いた残り 1.2%程度が派遣会社の営業利益となります。

### 派遣料金の内訳(登録型派遣)



注  
賃金に対する事業主負担割合は、労災保険 0.3%、雇用保険 0.6%、健康保険・介護保険 約 5.5%、厚生年金保険 約 9.1%(平成 29 年 5 月末現在)、計約 15.5%。派遣社員賃金が 70%のため、派遣料金全体に占める割合にすると合計約 10.9%となります。(15.5×70%=10.9%)

## 労働者派遣事業の実績

平成 30 年 6 月 1 日現在

事業所名	マージン率	労働者派遣の料金額の平均 (1日8時間/円)	派遣労働者の賃金の額の平均 (1日8時間/円)	派遣労働者数 (人)	派遣先の実数 (年度/件)
本 社	23.8%	18,023	13,726	362	75
千 葉	22.4%	16,586	12,879	118	28
梅 田	23.0%	16,542	12,744	191	49
名古屋	24.6%	16,482	12,421	186	30
広 島	24.8%	14,761	11,107	166	30
札 幌	25.0%	14,786	11,096	113	21
新 潟	26.3%	15,061	11,101	149	30
仙 台	25.7%	15,189	11,291	61	24
福 岡	22.5%	13,964	10,818	298	48
青 森	27.3%	13,888	10,097	56	17
沖 縄	25.9%	13,629	10,102	25	15
大 宮	22.7%	15,873	12,273	223	41

※パブリックサービス部(大阪)については、平成 30 年 7 月 1 日から労働者派遣事業を開始したため、平成 30 年 6 月 1 日現在の実績はありません。

以上